係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九一を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八八を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六七を控除した数に〇・一五五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六一を控除した数に〇・〇六九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六六を控除した数に〇・一五五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六一を控除した数に〇・〇八四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一一九を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一三三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数、当該測定単位に係る算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五八を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二五三を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数、算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇五を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一七八を控除した数に〇・五五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・三五三を控除した数に〇・二五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から〇・六二二を控除した数に〇・一三九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるとき

係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七二を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五・〇七〇を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六五を控除した数に〇・〇六七を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から五・〇六九を控除した数に〇・一五二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六四を控除した数に〇・〇八五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一一六を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一四二を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数、当該測定単位に係る算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五五を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二五二を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇四〇を控除した数、算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇五を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一八九を控除した数に〇・五三四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・三七七を控除した数に〇・二四八を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から〇・六二〇を控除した数に〇・一三三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるとき